

平成 20 年度  
北海道の施策および  
予算に関する要望

平成 19 年 12 月

北海道経済連合会

平成 20 年度北海道の施策および予算編成にあたり、  
北海道産業経済活性化に向けた別記事項について  
要望いたします。

平成 19 年 12 月

北海道経済連合会  
会長 南山 英雄



# 要 望 事 項

## 1. 戦略的企業誘致の推進

- (1) 「北海道産業振興条例（仮称）」に基づき定められる規則では、特定戦略産業分野について他県との競争力を有する内容とすること
- (2) 自動車関連産業の集積を加速させるため、主要基幹部品に関連する企業群の誘致を重点的に取り組むこと
- (3) 誘致活動のさらなる活性化を図るため、企業誘致業務の民間委託等民間活力の導入、海外企業誘致の積極的展開、およびマネジメントサイクル（P D C A）の実施による誘致活動の評価システムの導入を検討すること

## 2. 産業人材の育成・誘致

- (1) ものづくりの基盤技術産業の集積を図るため、工業高等専門学校・大学等において企業ニーズにマッチした技術系人材の育成を促進するとともに、道外からの高度産業人材の誘致に積極的に取り組むこと

## 3. バイオ関連産業の振興

- (1) バイオ産業の振興を図ることを目的とする地域業界団体「有限責任中間法人 北海道バイオ工業会」の事業活動に対する支援を継続すること

- (2) 機能性食品・創薬開発のための臨床試験システムの早期立ち上げに向けて、道内関係先との調整および基盤整備等を促進すること

#### **4. IT関連産業の振興**

- (1) IT関連技術者の人材育成・確保のための支援を推進すること
- ・ 学生のIT企業へのインターシップ制度の維持・拡充
  - ・ 高等技術専門学院等によるIT人材育成事業の充実
  - ・ 地元IT企業への就職を促進する奨学金制度の検討
- (2) 「北海道産業振興条例（仮称）」に基づく補助事業等において、道内基幹産業の高付加価値化に向けたIT利活用支援制度に取り組むこと

#### **5. 産業クラスター創造活動の推進**

- (1) 「北海道産業クラスター創造活動」および「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」に対する支援を継続すること
- (2) (独)中小企業基盤整備機構が北海道大学内に設置する「北海道大学連携型起業家育成施設」の利用者に対する賃料補助等の支援を実施すること
- (3) 財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）との協働、支援を継続すること

## 6. 北海道洞爺湖サミットを契機とした北海道観光の振興

- (1) サミットの成功とその活用に向けて強力なリーダーシップを発揮し、「北海道洞爺湖サミット道民会議」が進める事業に対する支援および予算措置を図ること
- (2) 来年4月に設立を予定している新たな北海道の観光推進組織に対する施策面での支援および予算措置を図ること

## 7. 食関連産業の振興

- (1) 北海道洞爺湖サミットを活用して、加工食品も含めた北海道の食をアピールすること
- (2) 地域資源を活用した取り組みにおいて、情報やノウハウの提供、人材の育成等、側面的支援を強化することにより、成功事例の創出や企業の新規事業創出意欲の醸成を図ること
- (3) 北海道ビジネスプラザ、北海道国際ビジネスセンターの開設にあたっては、機能の充実・強化に加え、より効果的な事業展開に向けて、関係諸機関の連携を強化すること
- (4) 食の安全・安心確保に向けて、新たにスタートした北海道HACCP自主衛生管理認証制度の普及による衛生管理のレベルアップと意識の向上を図るとともに、北海道版GAP(農業生産工程管理)制度の創設等を検討すること
- (5) 道産食品の認証・登録制度については、未だ認知度が低く、登録産品数も限られていることから、各種事業を通じたPRの強化や活用企業の現状把握を実施する等、登録産品数の拡大を推進すること

## 8. 道内中小企業の育成・強化

- (1) 「新商品トライアル制度」は、未だ購入実績が低い状況にあることから、庁内各部局等への周知徹底を図り、活用を促進すること

## 9. 循環型社会の形成

- (1) 循環資源利用促進税事業の円滑な実施により、循環型社会の形成に向けた取り組みを着実に推進すること
- (2) 北海道循環資源利用促進条例（仮称）を制定すること

## 10. 行財政改革の推進

- (1) 行財政改革の実施にあたってはただ一律の削減ではなく、ものづくり産業の育成、新産業の創出、新幹線の札幌延伸等、将来の経済発展の基盤となる事業への選択と集中および既存産業のソフトランディングに配慮すること
- (2) 地域への影響にも配慮しつつ、早急に支庁制度改革を進めること
- (3) 道立試験研究機関の独立行政法人化にあたっては、利用者である道民・企業等へのサービスの低下、基礎研究や中長期的な課題等の継続性に配慮すること

以上